

令和5年度第3回千代田区障害者支援協議会

—議 事 録—

日時：令和6年3月22日（金）18：30～20：10

場所：千代田区役所 4階 401会議室

千代田区 障害者福祉課

■開催日時・出席者等

日時	令和6年3月22日(金) 18:30~20:10	
場所	千代田区役所 4階 401会議室	
委員	学識経験者	小川会長、大塚副会長、小池委員、椎尾委員
	医療関係者	増森委員、平賀委員
	千代田区障害者相談員	廣瀬委員、小笠原委員、蒲生委員
	障害者及びその家族	鈴木(や)委員、大山委員、鈴木(洋)委員、大谷委員
	社会福祉団体又は障害者福祉団体の代表者等	森田委員、廣木委員
	事業者	山内委員、永田委員、的場委員、中田委員、三橋委員、大野委員
	就労支援関係者	秋元委員
	区職員	亀割子ども部長、細越保健福祉部長
幹事	区職員	清水保健福祉部障害者福祉課長 山内保健福祉部福祉政策担当課長 吉田子ども部児童・家庭支援センター所長 山本子ども部指導課長 永見地域振興部国際平和・男女平等人権課長
事務局	区職員	平澤子ども部児童・家庭支援センター発達支援係長 小坂部保健福祉部障害者福祉課総合相談担当係長 松田保健福祉部障害者福祉課障害者福祉係長 松井保健福祉部障害者福祉課給付・指導担当係長 松田保健福祉部健康推進課保健相談係長 加山保健福祉部障害者福祉課施設・就労支援担当係長 新井保健福祉部障害者福祉課総合相談担当障害者福祉主査 細倉保健福祉部障害者福祉課障害者福祉係主事 大越保健福祉部障害者福祉課障害者福祉係主事

■議事録

<開会>

○清水幹事 定刻になりましたので、ただいまより令和5年度第3回千代田区障害者支援協議会を開催させていただきます。議事までの間、事務局として進行を務めさせていただき、障害者福祉課長の清水でございます。どうぞよろしくお願いいたします。本日の会議につきましては議事録を作成いたします関係で、皆様のご発言を録音させていただきます。予めご了承ください。また議事録につきましては後日ホームページに掲載いたしますので、併せてご了承ください。それでは、本日の協議会開催にあたりまして、細越保健福祉部長から一言ご挨拶を申し上げます。

○細越保健福祉部長 皆様、こんばんは。保健福祉部長の細越でございます。本日は年度末のお忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。今年度はこの障害福祉プランの改定年度にあたりまして、委員の皆様には例年以上にお時間とお力添えをいただきました。この場を借りて感謝を申し上げます。本当にありがとうございます。今年度はこの障害福祉プランの他にも、高齢者を対象にいたしました介護保険事業計画や認知症基本計画も改定しました。非常に慌ただしい1年でございました。その中でもこの障害福祉プランは、本協議会はもちろん、多くの関係者、関係団体の皆様からご意見をいただきました。そういったご意見を反映させた結果だと思っております。前にも申し上げましたが、この計画は策定が目的ではございません。この計画に明記しましたことをいかに実行していくかが大切だと思っております。そのような意味では、スタートラインに立ったところだと思っております。そうした気持ちをもちまして、今後も区の障害者福祉施策を進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。本日は限られた時間でございますけれども、よろしくお願いいたします。

○清水幹事 続きまして、本日配付いたしました資料について、事務局より確認させていただきます。

○松田障害者福祉係長 障害者福祉課障害者福祉係の松田でございます。よろしくお願いいたします。それでは、お手元の資料の確認をさせていただきます。まず次第でございます。座席表、『令和5年度千代田区障害者支援協議会委員名

簿』がそれぞれ A4、1 枚でございます。資料 1-1『千代田区障害福祉プラン「パブリックコメント」について』は A4 表裏に記載がございます。資料 1-2『千代田区障害福祉プラン修正概要について』は 3 ページ、資料 2『(仮称) 神田錦町三丁目施設整備について』は 4 ページになってございます。資料 3『難病対策について』は、9 ページとなっております。最後に緑色の冊子『千代田区障害福祉プラン』と同概要版でございます。その他、『千代田区障害者よろず相談 Light (ライト)』についてのチラシが 1 枚、『コミュニティカフェ ちよだんごカフェ』オープンについてのチラシが 1 枚、東京都の難病対策事業等のリーフレットとチラシが 3 部、『東京都の在宅難病患者支援事業』『遺伝性疾患と遺伝カウンセリング』『難病患者さん・ご家族のための無料相談会』となっております。以上が本日の資料となっておりますがお揃いでしょうか。ありがとうございました。

○清水幹事 本日の委員の出席状況をご報告させていただきます。出席者数は 24 名で、委員総数の 33 名の過半数以上であり、本日の会議は成立しております。Zoom でご参加の方は椎尾委員、増森委員、廣瀬委員、大谷委員の 4 名でございます。欠席の委員は四宮委員、小畑委員、藤田委員、貝谷委員、鈴木隆幸委員、石渡委員、池谷委員、市川委員、そして保健所長の前田委員の 9 名でございます。所用により欠席とのご連絡をいただいております。また傍聴者は 0 名、協議会への事前のご意見はございませんでした。本会の議事の開始に際しまして、小川会長よりご挨拶をお願いいたします。

○小川会長 皆様、こんばんは。年度末で本当にお忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございます。いつもであれば大学から千鳥ヶ淵の桜を見ながら足を運ぶところですが、3 月の 22 日というのに大変寒うございました。今日は全体会ということで、千代田区の障害福祉プラン、皆様のご意見を多数いただきながら、活発な議論のもとで作りあげてきたものでございます。これについてのご説明、ご報告がメインになると思いますが、いくつか議題が準備されておりますので円滑な進行にご協力をお願いしたいと思います。どうぞよろしくをお願いいたします。

○清水幹事 ありがとうございます。それでは、早速ですが次第の「4 議題」に入らせていただきます。小川会長、よろしくをお願いいたします。

○小川会長 それでは、次第4の議題(1)「千代田区障害福祉プラン(障害者計画、第7期障害福祉計画、第3期障害児福祉計画)について」、これにつきましては、各部会、全体会の中で皆様に多数のご意見をいただいておりますのでそれについてと、区としての新たな施策として、障害児に対するサービスの所得制限撤廃なども反映されているということでございますので、改めてこれについてのご説明を事務局からお願いしたいと思います。

○松田障害者福祉係長 千代田区障害福祉プランにつきましては、委員の皆様これまで貴重なご意見をいただき、誠にありがとうございます。本プランは昨年5月26日に開催された第1回障害者支援協議会から本日まで、委員の皆様から頂戴いたしましたご意見等を踏まえ、都度プラン修正を加えてまいりました。また11月6日の第2回障害者支援協議会以降、昨年の12月20日からパブリックコメントを実施させていただきました。併せて、本年、障害児を対象とする一部のサービスにつきまして、誰もが安心して子育てできるよう、支援体制を整えることを目的とし、これまで設けておりました所得制限を撤廃することといたしました。これらの内容をプランに反映する作業を行ってきたところでありまして、内容につきまして校了させていただいているところでございます。

 それでは、資料1-1『千代田区障害福祉プラン「パブリックコメント」について』をご覧ください。公募期間は、令和5年12月20日から令和6年1月10日まででございます。周知及び閲覧場所は、広報千代田12月20日号、区のホームページ、区政情報コーナーの他、資料に記載の窓口で閲覧ができるかたちとさせていただきました。意見の提出方法は、直接持参、郵送、FAX、電子メール、区のホームページの送信フォームで受け付けました。本パブリックコメントの公表につきましては、広報千代田4月5日号及びホームページでの掲載となります。意見数は、2名、9件でございました。

 意見の概要と、区の考え方として公表する内容について説明いたします。意見の1番はパブリックコメントそのものについての意見でございます。

 「口頭及び電話では受け付けません」というのは、文章を作成するのが困難な方や短時間で相談できる能力のない方を排除して困る。また、意見募集の

期間が短すぎるという意見でございます。区の考え方としては、意見公募の際の期間や方法などを今後改善していくことを記載してございます。

2 番目は、「プランの中に記載されている施設等の名称について統一を」ということで、施設の名称は統一を図っております。また、「千代田区虐待防止センターはないのではないか」というご意見なのですが、センターという施設・場所はありませんが、障害福祉課の中で千代田区障害者虐待防止センターという機能を設けております。その旨を回答に記載させていただきました。

3 番目は、令和 4 年 9 月 15 日付けの国の文書で、各府省庁が互いに「子ども」という文字の使い方について、「ひらがなで統一を」というものがございました。これにより区も「子ども」をひらがなにしてはという提案でございました。こちらは、現在千代田区では「子ども」の表記を使用しているため、プランについても同様に、表記の変更がないことを記載させていただきました。

裏面になります。4 番目、5 番目について文章の中での書き方についての提案がございましたので、ご指摘部分について修正を加えることを記載しております。

6 番目は、障害福祉プラン 31 ページをご覧ください。(3) の表題についてです。修正前は「情報提供・意思疎通支援の充実」でしたが、ご意見を踏まえて、年齢や障害の有無等に関係なく誰でも必要とする情報に辿り着ける、利用できることを意味する「情報保障」を表題に入れて、修正を加えております。この結果、「(3) 情報提供の方法 (情報保障)・意思疎通支援の充実」と変えさせていただきました。

7 番目は、同じ 31 ページに「障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進が求められています」とあるけれども、聴覚以外の、知的、精神、ALS などの方に対する意思疎通支援も列記してほしいというご意見でしたが、現在千代田区では知的障害、精神障害のある方の意志疎通支援については具体的なサービスが欠けているので、次年度以降、障害者支援協議会などで検討の場を設けてまいりたいと考えておりますが、文章そのものについては変更せずに、このままといたします。

8 番目は、本編 70 ページをお開きください。「(2) 余暇活動・社会参加の促進」の一番上の文章についてです。従前は、障害者等対象事業だけが列記されているが、文化やスポーツ、生涯学習などの講座でも合理的配慮があれば、障害者も参加できるので、そのニーズに応えることも必要というご意見でした。ご意見を踏まえて文章を修正し、文章の中に「文化、スポーツ、生涯学習などの各講座等における合理的配慮による障害者等の参加促進について」も注視していく旨、記載しております。

9 番目は、本編 94 ページになります。③について、従前の表題は「官公需にかかる福祉施設の受注機会拡大」という表現であり、この「官公需」という言葉は地方公共団体が物品を購入したり、工事を発注したりすることを意味するのですが、非常にわかりづらい言葉だということでしたので、ここは現在の、「障害者就労施設などの受注機会拡大」という表題に変えさせていただきました。なお、文章については現状のままにする旨を記載してございます。

以上の通りに回答させていただくこととなりますが、全体的には障害者サービスの施策の根本に関わる意見はございませんでした。文章の修正が主なところとなっております。

続きまして、資料 1-2 をご覧ください。こちらはパブリックコメントとは別に、昨年 12 月以降、本編プランの中で特に内容を修正させていただいたものを抽出して記載したものでございます。

本編 28 ページをご覧ください。こちらは、従前は 27 ページの「②（仮称）神田錦町三丁目施設の整備」の記載だけでしたが、新たに同施設のイメージ図等を記載し、説明を加えています。

49 ページは、「(2) 経済的支援の実施」の 2 番目の項目の文章を新たに追記しております。本文章は、障害児等について各種の支援事業の利用にあたって、これまで世帯の所得に応じた利用者負担部分を区が負担することで、誰もが安心して子育てできるよう支援体制を整えるという内容の記載でございます。こちらの内容につきまして、50 ページの「④障害福祉サービス利用者負担軽減」、51 ページの「⑥中等度難聴児発達支援事業」、53 ページ

の「①移動支援事業」につきましては、今後の取組の方向性に、同様にこれまでであった所得制限を撤廃することを追記しております。

51 ページの「⑧障害児通所給付事業」は、これまで記載しておりませんが、新たに児童・家庭支援センターの事業として同様に所得制限をなくすことで、多くの方にサービスを受けられるかたちとして記載してございます。65 ページの「(2) 子育て支援の充実」について、上限時間の拡大などの文言を追記させていただいております。

先ほども申し上げたのですが、本プランは、校了となっておりますけれども、今後各ページには視覚障害者の方の音声コードが記載されると共に、本ページのカラー印刷が、色覚の個人差を問わずに多くの方が見やすいようにカラーユニバーサルデザインとなっているか、現在最終調整をしているところでございます。これらを加えました冊子ができました際は、委員の皆様には概要版と共に送付させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○小川会長 ありがとうございます。パブリックコメントを受けての修正部分、それから所得制限の撤廃等で修正が生じた部分について大変丁寧にご説明をいただきましたけれども、この件について何か、ご質問やご意見がありましたら、お願いいたします。

○蒲生委員 パブリックコメントの7番についてですが、「意思疎通支援や支援者の養成等」について、知的、精神、ALS 等に対して次年度以降の検討課題とおっしゃっておられましたので、ぜひそれは進めていただきたいと思います。やはり聴覚以外の障害のある方への意思疎通支援は必要だと思っております。

○松田障害者福祉係長 承知いたしました。第1回障害者支援協議会の中でアンケートについてご報告をさせていただいた際に、アンケートの回答方法について「知的障害の方にご意見を伺う方法は色々あるのではないか」というご意見もいただいております。そのようなことも含めまして、令和6年度以降の協議会の中で検討させていただければと思っております。よろしくお願いいたします。

○小川会長 他に、いかがでしょうか。

- 増森委員 70 ページの上から 3 行目、生涯学習の「生涯」の字が違っているのではないですか。
- 松田障害者福祉係長 大変失礼いたしました。
- 小川会長 ご指摘ありがとうございました。
- 鈴木（洋）委員 53 ページの移動支援事業の訂正で、子どもの送迎についてあい・ぽーとステーションなど、特定の事業所を補助するように書いてありますけれども、これは決まった事業所だけに補助が出るということでしょうか。
- 吉田幹事 児童・家庭支援センター所長の吉田でございます。あい・ぽーとステーションとの連携は、「(4) 移動手段の充実」の 2 つ目の文章だと思います。こちらは社会福祉協議会にお願いしているファミリー・サポート・センター事業や、あい・ぽーとステーションで子育て支援者を養成して、訪問型保育の事業を行っていただいております。その中で場合によっては保育園や学校の送迎の補助のマッチングを行っている場合もありますので、その現在の取組を指しております。
- 鈴木（洋）委員 そのお子さんの送迎というのは、障害児と受け取ってよろしいのでしょうか。それとも一般のお子さんとは補助が違うのでしょうか。
- 吉田幹事 基本的に我々が想定しているのは、広く一般のお子さんということで行っておりますが、障害のあるお子さんの利用希望もあると思います。そこはマッチングが成立すれば、そのような支援にもつながるものでございます。
- 永田委員 会議に障害者の方がほとんど入っていないので、障害等のある方から離れた所で話し合いが進められていくのはあまりよくないのではないかと感じます。障害等のある方を入れていくことについては、どのようにお考えですか。
- 小川会長 ありがとうございます。この計画とは少し離れますけれど、計画を協議していく協議会のメンバーについてのご意見ですので、私もとても重要だと思います。メンバーの中でご欠席の方で障害のある当事者の方がいらっしゃると思うのですが、今後の協議会のメンバー構成の仕方等について、区にお考えがありましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。
- 清水幹事 ご意見ありがとうございます。当事者の方の意見を聞きながら、施策を進めていくのは非常に大事なことだと思っております。委員の任期がこの 3 月

末で終了となりますので、どのようなかたちで当事者の方を入れていくのがよいのか、区で考えて、委員に入っただけのようなかたちを考えていきたいと思います。

○小川会長　　大塚先生、突然ですが、東京都の協議会で部会長をされていらっしゃいますが、障害等のある方の委員の参加の状況など、少しご紹介いただけるとありがたいと思います。あくまで参考として、お願いいたします。

○大塚副会長　　なるべく多くの障害の方々に参加していただくということを念頭に置いて、委員会は構成されていると思います。ただ身体障害も多岐にわたりますので、すべての障害を網羅できるとは言えないのですが、考え方としては多くの障害の方々に参加していただくことを念頭に置いています。また当事者からはプランの中に自分の障害についてきちんと書いてほしいと強いご希望もありましたので、障害を統合しながら行っていくということではあるけれども、最近が高次脳機能障害で「法律をつくりたい」など、障害種別のニーズがありますので、書けることについてはなるべくご希望に沿って、それぞれの特殊性や施策が異なっているところもありますので、障害種別についてきちんと書いていく。全体の構成としては、すべての障害を包摂した考え方もあるので、バランスだと思っています。

○小川会長　　突然お願いしまして、すみません。やはり東京都と区では規模が違いますが、東京都の委員会でも障害等のある方たちが積極的に発言をされていて、そういった発言を伺うと「なるほど、私たちではなかなか気がつかないポイントがあるな」と思うこともありますので、参考にしてご検討いただければと思います。ありがとうございます。

その他、いかがでしょうか。1点、私から、パブリックコメントの受付方法をどのような文面で表記されていたのかわかっていないのですが、障害等のある方のご意見もたくさんいただければと思います。そうすると合理的配慮の方法もさまざまだと思いますので、一律に受け付けませんという表記の仕方がもしかしたら合理的配慮の提供をしないという誤解を招くのかもしれませんので、今後のパブリックコメントの受付方法についてご検討いただければと思います。

○松田障害者福祉係長 その点につきまして障害等のある方に誤解を与えるような書き方がないよう、また合理的配慮としてご意見を受け付ける方法も色々なかたちのものであると思いますので、検討しながら進めていきたいと思ひます。

○小川会長 ありがとうございます。他にないようでしたら、千代田区障害福祉プランについて、修正点も含めて皆様にご承認いただいたとさせていただきます。ありがとうございます。次に議題(2)「(仮称)神田錦町三丁目施設整備について」お願いいたします。

○加山施設・就労支援担当係長 施設・就労担当の加山と申します。(仮称)神田錦町三丁目施設整備について、説明させていただきます。資料2をご覧ください。まず業務概要でございます。旧千代田保健所敷地に計画している(仮称)神田錦町三丁目施設については、障害者支援施設・高齢者施設に加えて、地域交流機能を有する共用施設を計画していることから、民間の専門的なノウハウを活用し、設計・建設・維持管理を民間事業者に一括して発注する事業手法、DBO手法でございますが、こちらを採用し、令和8年度中の開設を目指して整備を進めているところでございます。令和5年12月に整備等事業者として、スターツグループを選定し、基本協定等を締結いたしました。

選定方法・応募事業者でございますが、選定方法は公募型のプロポーザル方式にて行いました。3グループから応募がございまして、1グループが辞退し、2グループから提案があった状況でございます。審査の結果、9,000点中6,937点を獲得して他の応募事業者を上回ったため、こちらに記載の通り、整備等事業者を選定いたしました。

整備等事業者の構成ですが、代表企業がスターツCAM株式会社、こちらは工事を主に担当する会社でございます。構成企業の1つ目として、リンテック株式会社、こちらが主に設計業務を担当する会社でございます。そして構成企業の2つ目がスターツファシリティサービス株式会社、こちらが建物が建ったあとの維持管理、運営を担当する会社でございます。事業期間につきましては、契約締結から令和19年3月31日までとなっております。こちらの契約につきましては、基本協定を2月1日付で締結しまして、基本契約を2月7日付で締結しております。

2 ページ目をご覧ください。予定でございますが、施設概要でございます。建物規模及び機能構成は、高さが地上 8 階建て、塔屋含めて約 31.69m 弱でございます。延床面積が約 3.813 ㎡。RC 造の免震構造で予定しております。機能につきましては、従前からご説明していますが、1 階から 8 階まで記載している通りでございます。工事概要についても、解体工事から給排水衛生設備工事等まで、記載の通りでございます。

地域交流機能概要でございますが、1、2 階にオープンプレイス、ラウンジ、貸室、ギャラリー、カフェを配置し、訪れた人が自由に過ごし、コーヒー、本、アート、テクノロジーのコンテンツを用いて他者とつながれる多目的の交流拠点として整備する予定でございます。

3 ページ目をご覧ください。各機能について説明させていただきます。オープンプレイスは「地域のリビングルーム」として、誰もが入りやすい空間、開放感のあるレイアウトを意識して、本を活用した空間づくりを行います。近隣住民向けのイベントをはじめ、区内外から参加者が集う大規模イベントを月 1 回程度開催し、多世代が楽しく交流し、障害等のある方や高齢者に対する理解を促進する機会の創出を行います。ラウンジ・貸室は、区民が気軽に活動、交流できる場として、区民館のような貸スペース、イベントスペースを設置いたします。なお、災害時には福祉避難所に転用し、20 組 40 人の受け入れが可能な場所とする予定でございます。

ギャラリーは、障害等のある方や地域のクリエイターの作品を展示し、作品展示の機会創出及び地域の方や来街者が自由にアートを感じるができる場を設置いたします。ライブイベントの開催も可能とし、人々や地域とコミュニケーションを取りながら創作活動ができる空間といたします。カフェは、テイクアウトスペースを神田警察通りに設置して開かれた施設といたします。分身ロボットを接客スタッフや交流ツールとして活用し、障害等のある方の社会参加を促進いたします。

オープンプレイス、ラウンジ・貸室、ギャラリーについては指定管理業務、カフェは普通財産の貸付による運営を想定しています。なお、指定管理者の選定は非公募にて行う予定にしております。こちらにイメージで絵を載せてございますが、あくまでもイメージとして捉えていただいて、今後設計等

が進んだ段階で詳細な絵をお示しできると思いますので、節目、節目で皆様にご報告していきたいと考えております。

4 ページ目をご覧ください。この建物は DBO 事業者の他に、障害者支援施設と高齢者施設の運営予定者が入ります。福祉施設の運営予定者と DBO 事業者の連携でございますが、事業者から、円滑な意思疎通のために、日常的な情報共有は Teams 等のグループウェアや合同の朝礼等で行い、業務履行状況やイベント予定等についてスムーズな連携を図ることが提案されてございます。また平常時の連携については、障害者支援施設との連携として、カフェ事業に特化した就労支援を行い、就労継続支援 B 型施設で想定される水耕栽培で収穫した作物をカフェメニューに活用し、地域の方との間接的な接点を創出することとしております。また高齢者施設との連携として、交流スペースの清掃やカフェ接客等の有償ボランティアを募り、会話や交流の機会を創出する予定でございます。イベント時の連携としましては、障害者支援施設や高齢者施設の利用者が能動的に地域のコミュニティに参加できる機会を創出いたします。

最後に今後のスケジュールの予定でございますが、令和 6 年 3 月から解体工事・基本設計に着手いたします。また 4 月 7 日に解体工事近隣説明会をちよだプラットフォームスクエアで行う予定でございます。その後、基本設計が済みましたら、10 月に実施設計に着手し、令和 7 年 7 月から新築工事に着手いたします。令和 8 年 12 月にこの建物は竣工予定でございます。その後、令和 9 年 1 月から 3 月、令和 8 年度中に開設いたしまして、そこから 10 年間、令和 18 年度まで運営・維持管理をする予定でございます。現段階では、提案があつて協議を進めている状況なので、イメージ等でわかりづらいところもあると思うのですが、今後、基本設計や実施設計が済みましたら、もう少し細かいパースや地域交流機能の詳細をお示しできるかと思っております。障害者支援協議会にも節目に報告していきたいと考えております。

○小川会長 ありがとうございます。この件について、皆様からご質問やご意見がありましたら、お願いいたします。

○小笠原委員 4 ページの「5 福祉施設運営予定者との連携（予定）」は予定とありますが、これは確実に行っていただきたいと思っております。福祉施設運営予定者の運

営方法はとても重要になってくると思います。地域交流スペースはとても重要な場ですが、高齢の方や障害等のある方がどこに入るのか、どこで一緒に活動ができるのかというのが見えませんので、今後どのようなかたちで運営なさっていくのか、私たちの意見が反映できる場をぜひ設定していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○加山施設・就労支援担当係長 福祉施設運営予定者と DBO 事業者はしっかりと連携してほしいと考えております。今現在すでに福祉施設運営予定者と DBO 事業者で設計の協議等も進んでいます。しっかりと区も管理していきたいと考えております。

地域交流機能について、障害等のある方、高齢の方がどのように参加していくのか見えないというところがございますが、イメージの段階なのでうまくお伝えすることができず申し訳ございません。こちらは今協議を進めているところございまして、障害者支援協議会や色々な場を活用してご意見を伺いまして、ご意見の可能なところを反映させながら、いい地域交流機能をつくっていききたいと考えております。

○小川会長 ありがとうございます。障害者支援協議会等でも意見を聞いてくださるという話でした。

○小笠原委員 平常時の連携の高齢者施設との連携で、有償ボランティアとありますが、こちらは高齢の方や障害等のある方の雇用をお考えですか。

○加山施設・就労支援担当係長 有償ボランティアという書き方をしております、「雇用できたら」というところではあるのですが、どこまでできるかは今事業者と協議しているところですので、明確になりましたらご説明していきたいと考えております。

○小笠原委員 よろしくお願いたします。

○小川会長 有償ボランティアの基本的な方向、イメージは、障害等のある方なのか、そうでないのか、その辺のお考えはいかがですか。まだそこも未定という状況でしょうか。

○加山施設・就労支援担当係長 有償ボランティアにつきましては、基本的に高齢者施設の高齢の方と現段階では考えています。障害等のある方については、さまざまな方法、単純な雇用や就労支援も考えられると思うのですが、今は事業者と

詰めている段階ですので、もう少し説明できる状況になってからこちらでしっかりとご報告したいと考えております。

○小川会長 わかりました。今後の検討をまた随時ご説明いただければと思います。

○鈴木（洋）委員 当初、生活介護を入れてほしいということでスタートしたと思うのですが、生活介護は入らず、重度の方が入られて、その方たちが外に出ないで、就労支援施設で作業できるプランはそのまま引き継いでいただけるのでしょうか。ある程度重度の方が動けるような作業内容を運営していただける事業者なのか、伺いたいです。

○清水幹事 生活介護もご希望のうちにあったのですけれども、就労継続支援 B 型については障害者施設を運営する法人の提案事業ということで決まったものでございます。重度の障害のある方ができるような B 型であるかということについては、これから対象者を含めて事業者を確認をしていく状況です。

○鈴木（洋）委員 よろしく願いいたします。

○永田委員 有償ボランティアは、雇用主がある程度はつきり決まって、そこに雇用される中に有償ボランティアがいるのですか。それとも今後有償ボランティアを考える時に、他の事業体が、例えば障害者が「清掃のお手伝いをしたい」と言った時に、それに対して考えて「じゃあ、そこについてはお金を支払いますよ」というかたちも含めて考えているのですか。

○加山施設・就労支援担当係長 こちらは、現段階での事業者からの提案内容でございます。今は詳細を聞き取りながら、どんなことができるかを詰めているところで、そこまで深いところの確認ができておりません。そちらが見えてきましたら、ご報告させていただきたいと思っております。

○小川会長 皆様の意見をどのように反映させるかという場と、それからタイミングは難しい面もあるかと思いますが、前回の協議会でもこれについては皆様からたくさんのご意見やご質問が出たと記憶していますので、今後もできるだけ皆様のご要望がうまく事業者には伝わって、事業者側の提案もあるでしょうけれども、そのすり合わせができるだけ行われるように努力をしていただければと思います。間の行政も難しいとは思いますが、ぜひよろしくお願いいたします。

○鈴木（や）委員 イベント時の連携についてですが、月に1回のイベントは、地域のコミュニティに参加できる機会を創出するイベントのように感じるのですが、ここで地域との連携がまた出てきますが、地域の方の意見も入れて、どのようなイメージをもっていらっしゃるのでしょうか。例えば、お祭りの時にする、納涼の時の地域のコミュニティに障害者や高齢者を連れて行くという感じですか。

○加山施設・就労支援担当係長 こちらも詰めているところではございますが、イメージとしてそのようなことも想定されるのかなと考えております。地域のコミュニティに参加していくことについては、例えば、「町会に加入することも考えている」と事業者は言っていました。そのような所で色々な意見が出て、一緒にイベントをつくりあげていく。もちろん、事業者側の知見もあるのですが、地域の声も聞きながら、色々な意見を受け止めながらつくりあげていくものと現段階では考えております。

○鈴木（や）委員 本を読みながら、ギャラリーを見たりということですが、障害者や高齢者が本を楽しんで読むことはそんなにないのではないかなと思うのですが、本はどのように活用するのでしょうか。

○加山施設・就労支援担当係長 地域交流スペースは、高齢者の方や障害等のある方への理解を深められる場でもあります。地域のにぎわいを生む役目があり、その場を訪れる方を対象としております。本が直接高齢の方や障害等のある方につながるかと言われるとそうなのかもしれないのですが、にぎわいを生むことによって人が集まって、そこにしかけをうまくつくって、障害等のある方や高齢の方にも参加していただける場としたいと思っておりますので、本はあくまでもツールとして考えております。

○鈴木（や）委員 わかりました。ありがとうございました。

○蒲生委員 以前、説明会でもお聞きしたことなのですが、1階と2階は、地域の方、お子様連れのご家族の方もおみえでしょうし、上の施設の方も参加するということなのですが、その安全性の見守り、受付、コンシェルジュのような役割を果たす方の配置は考えていらっしゃいますか。

○加山施設・就労支援担当係長 こちらの施設は、営業時間内は人が常駐する施設となっておりますので、見守りは可能かと考えております。また、セキュリティにつ

きましても最新の監視カメラの設置やそういった機器を使ったセキュリティの確保を考えております。コンシェルジュという話までは詰めておりません。

○小笠原委員 資料2の3ページに、「①～③は指定管理業務」とあり、これは非公募となっておりますが、どのようなかたちで選定をお考えでしょうか。

○加山施設・就労支援担当係長 基本的には、この建物の運営事業者をDBO事業者として選定したところでございます。そのあと、どういった手法で運営するかは協議することになっておりまして、指定管理になった場合は今回選定したDBO事業者が指定管理者になりますので、非公募というかたちで表現させていただいております。

○鈴木（洋）委員 まだ反対の方たちへの最初の説明会で、近隣の方がセキュリティのことをとても気にしていました。普通の建物と違ったセキュリティ、カメラや警備の方の配置など、障害者が入るということで特別なプランになっているのでしょうか。

○加山施設・就労支援担当係長 この建物を建てることに懸念をもたれている方がいらっしゃることはこれまでご説明してきた通りでございます。今回、そのようなことを踏まえまして、事業者からセキュリティや近隣への配慮を工夫された提案が出ています。例えば、「建物から見られてしまうことが気になる」という意見もありましたので、窓を少なめにしたり、セキュリティについては、これはどの施設でも同じだと思いますが勝手に出られないように各フロアごとにセキュリティをかけるなどの提案がされています。

○鈴木（洋）委員 それは、高齢者施設とはセキュリティの度合いが違うのでしょうか。

○加山施設・就労支援担当係長 基本的には一緒でございます。

○小川会長 他は、よろしいですか。この件に関しては、協議会だけでは意見交換が十分ではないのかなと推察します。私はこの協議会しか存じ上げませんので、前回の協議会、それからこの協議会、その間の説明会でもおそらくさまざまなやり取りがあったのだと思います。端的でもよいのですが、その辺のご説明、どういった意見交換がなされて、現在このようになっていて、また次の意見交換の機会をどのように設けるかなど、もう少し工夫をしていただけるとありがたいと思います。この場で全部の意見集約をするのは難しい気

がしますのでよろしくお願いいいたします。それでは、時間の都合もござい
ますので、議題（3）「難病対策について」、事務局からご説明をお願いいいた
します。

○松田保健相談係長 千代田保健所健康推進課保健相談係の松田でございます。令和 5 年
度難病対策について報告いたします。資料 3 をご覧ください。千代田区では
国や東京都とあわせて、安定した療養生活の確保と生活の質の向上のため、
さまざまな事業を行っております。記載されています 1 から 9 について、活
動状況等を報告いたします。

「1 難病医療費助成」についてです。平成 26 年 5 月に法律が公布され、
新たな難病医療費助成制度が始まって以降、順次疾病が追加されまして、現
在指定難病は 338 疾病となっております。また東京都においては、8 疾病が
都の単独疾病ということで医療費助成の対象となっております。指定難病
または都単疾病にり患している方で一定の要件を満たす方に対して、医療
費等にかかる費用について助成する制度になっております。医療費助成の
申請数につきましては、例年 100 件ほどの新規申請と 500 件ほどの更新申
請がある状況になっております。令和 5 年度の国指定難病患者の疾患認定
数、また都単独の疾患申請数は記載の通りになっております。

「2 障害者福祉手当」についてです。こちらは区独自の制度になってお
りまして、対象になられる方はアからオに該当する方になります。令和 4 年
度の対象者数は 201 人でした。

「3 小児慢性特定疾病医療費助成」についてです。こちらについては、
国が指定した疾病の治療にかかった費用の一部を助成する東京都の事業で
あり、保健所では申請の受付を行っております。対象疾患はこちらに書かれ
ている通りになりまして、非常に多岐にわたるものとなっております。対象
者は、これらの疾病にかかっており、厚生労働大臣が定める疾病の程度であ
る 18 歳未満の方になります。申請数は記載の通りです。

「4 在宅難病患者医療機器貸与事業」についてです。こちらは、在宅で
療養生活する際に必要な医療機器を貸与する事業で、東京都が実施してい
ます。対象者は、難病医療費等助成対象疾病を主な原因として、在宅療養に

において、吸入器・吸引器を必要としており、主治医の同意を得ている方になります。令和5年度の利用者はいらっしゃいませんでした。

「5 在宅難病患者緊急一時入院事業」についてです。東京都では、ご家族等の介護者の方が介護困難になった際に、在宅難病患者の方を一時入院できるように都内の病院にベッドを確保しています。区では申請を受け付けており、相談・支援も併せて行っております。対象者につきましては、ご家族等の介護者の療養や休息などの理由によって、在宅で介護を受けることが困難になった方で、常時医学的管理が必要な方が対象になっております。実績としては、今年度は申請がございませんでした。

「6 難病相談室」についてです。難病にり患しているご本人及びご家族の方等からの相談に保健師、理学療法士が対応し、必要なサービスや療養環境等についての相談、支援を保健所で行っております。こちらの事業は平成7年4月に開始されましたが、その後新型コロナウイルス感染拡大を受けて、ハイリスクの方がいらっしゃることもありまして、集団形式による機能訓練は中止になりました。令和4年4月から現在の形式であります。個別の相談ができる「難病相談室」として開始しております。事業の実績としましては、令和5年度の参加者は患者が実人数で4名、同行したご家族やケアマネジャーが実人数で2名いらっしゃいました。相談内容はリハビリに関する事、診療に関する事、病気の不安・住環境などがあります。周知方法としましては、出張所や障害者福祉課、在宅支援課など、利用の可能性が高い関係機関へのチラシの配布、発行する冊子への掲載など、広く案内をしているところでございます。

「7 難病講演会」については、過去3か年は新型コロナウイルス感染症の感染拡大がありまして開催を中止し、今年度からは東京都の難病ポータルサイトをご案内して、東京都で行っている年4回の医療講演会を随時ご案内している状況です。今年度の講演会については、記載の通りになります。

「8 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業」についてです。平成18年4月から障害福祉サービス制度に移行されまして、身体障害、知的障害、精神障害の種別に係わらず、共通するサービスを提供するしくみになりました。その後平成25年4月に障害者自立支援法は障害者総合支援法

に改正されまして、難病患者等も障害福祉サービスの対象になっております。サービスの利用にあたりましては、相談・利用申請を受けて、障害の程度を個別に調査し、支給決定がなされています。対象者、障害福祉サービスの内容については記載の通りになります。

「9 保健師活動」についてです。保健師は地域住民の健康の保持増進、疾病の予防・早期発見また疾病をもつ人の社会復帰を目的として、個人、家庭、地区組織団体を対象に保健指導などの生活全般に結びついた支援を行っております。病状の進行と共に保健・医療・福祉サービスのニーズが変化する中で、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるように、介護保険、障害福祉、医療機関等と連携を強化し、当事者と家族への支援を行っております。個別の支援対象者の把握につきましては、医療機関や地域の関係機関、支援者の方から把握する場合がありますし、障害者福祉課や在宅支援課などの関係部署、そして保健所で行っております事業を通して把握をしております。支援方法につきましては、家庭訪問、電話相談、所内面談、関係機関連絡等がありまして、患者の療養過程上の時期や病状を踏まえたアプローチを行っております。個別支援の活動実績については記載の通りになります。

○小川会長 ありがとうございました。これは、難病対策地域協議会の役割として、ご説明をいただいたということでしょうか。

○松田保健相談係長 はい、そうです。

○小川会長 わかりました。皆様からご質問やご意見がございましたら、お願いします。

○鈴木（洋）委員 「8 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業」についてですが、知的障害者がサービスの聞き取り調査をして、給付決定になるのですが、色々な事業所がおっしゃるには、千代田区の基準がとても辛くて、「本当にこの自立度ですか」と言われることが多々あります。この聞き取りは障害者福祉課の方がなさるのですが、例えば本当に自立度が高い方でもお風呂に最後まで全部というのは難しい方もたくさんいらっしゃいます。その判定の基準がだいぶ千代田区は厳しいと聞いているのですが、その辺はいかがでしょう。

- 小川会長 これは難病に限らずというご質問だと思いますので、担当の方にお問い合わせしたいと思います。
- 小坂部総合相談担当係長 障害者福祉課総合相談担当の小坂部です。障害者支援区分についての調査面談は質問項目が決められています。訪問した際の利用者の方の状態と少し違う質問もありますが、実際のサービスでは質問の内容よりも利用者の方の様子を計画相談事業所と一緒にしっかりと把握した上で必要なサービスを検討しますので、ご了承いただければと思います。
- 鈴木（洋）委員 今後は、計画相談の方と区と一緒に聞き取りするのでしょうか。
- 小坂部総合相談担当係長 一緒に聞き取る場合も、そうでない場合もございます。違う場面で聞き取った内容についても判定会においては相談支援事業所の計画、利用者の方の様子をしっかりと把握した上で判定しているのです、一緒に聞き取りしなくても適正に評価していると考えております。
- 鈴木（洋）委員 よろしくお願いたします。
- 小川会長 厳しいというお話がありましたけれど、聞き取り方の話なのか、それとも一次判定、二次判定、区市町村審査会での判定なのか。地域によって差ができないようなしくみで運営されているのが基本的な考え方でありますので、どの部分が厳しいのか、このようなご意見があったことを踏まえてご検討いただければと思います。
- 大野委員 千代田区で人工呼吸器を使われている方の数を把握されているかということと、もしそういった方がいらっしゃったら、災害時の個別支援計画の立案状況を伺わせていただければと思います。
- 松田保健相談係長 人工呼吸器をつけている方については数を把握しております。その方々については、災害時の個別支援計画を、全員つくってございまして、1年に1回更新をさせていただいております。
- 大野委員 ありがとうございました。
- 廣瀬委員 令和5年度の難病対策についての議題が唐突に出たのですが、何か含みがあるのでしょうか。
- 小川会長 先ほどご説明したように難病法に基づく難病対策地域協議会の役割でご説明いただいていると思うのですが、再度ポイントだけご説明いただければよろしいですか。

- 松田保健相談係長 障害者支援協議会に包含されているかたちですので、1年に1回、難病対策の活動について報告させていただいたということになります。
- 小川会長 私も、わかりにくいかなと思いましたが、先ほど少しそれを付け加えました。今後、年に1回ですので、このご報告の主旨や位置づけについて冒頭でご説明いただけるとありがたいかなと思いましたが、よろしくお願ひします。
- 松田保健相談係長 かしこまりました。
- 小川会長 廣瀬委員、よろしいでしょうか。
- 廣瀬委員 わかりました。ありがとうございました。
- 椎尾委員 東京通信病院の椎尾です。今、千代田区内でレスピレーター（人工呼吸器）をつけている方の話がありましたが、人数はどれくらいいらっしゃるのですか。
- 松田保健相談係長 はっきりした数はわからないのですが、一桁だったと思います。
- 椎尾委員 その場合、「災害時はどこに避難し収容する」ということがある程度決まっているのですか。
- 松田保健相談係長 災害が起こった時に、人工呼吸器をつけている方に対してどのような対応をするかについて、関係機関と連携して話をしていますが、どちらに集まるなどは話していません。
- 椎尾委員 普段受診されている、あるいはみていらっしゃる先生と話ができてという理解でよろしいですか。
- 松田保健相談係長 主治医の先生もそうですし、訪問看護やヘルパーなど、さまざまなサービスが入っておりますので、その方たちやご家族を含めて、意思疎通を図って、1年に1回計画を作り、更新をしているところになります。
- 椎尾委員 やはり ALS が多いのですか。
- 松田保健相談係長 ALS の方もいらっしゃいますし、小さいお子さんもいらっしゃいます。
- 椎尾委員 わかりました。ありがとうございます。
- 小川会長 他にはよろしいでしょうか。難病対策については以上とさせていただきます。議題(4)「その他」について、事務局からよろしくお願ひいたします。
- 小坂部総合相談担当係長 お手元に配付しました黄色のチラシをご覧ください。令和6年4月1日より、委託事業として区が行っております千代田区障害者よろず相

談の受託事業者が変更されます。新たな事業者は社会福祉法人ひらイルミナルになりました。江戸川区で障害者サービスを展開している事業所です。受託者の選定は、令和5年11月に千代田区で行いました、プロポーザル方式による事業者選定委員会にて選定しました。また事業者の変更に伴いまして、事業の愛称についてもこれまでの「MOFCA」から「Light（ライト）」に変更いたします。Lightは「光」や「あかり」を意味し、悩みをもつ障害等のある方やそのご家族にとって、明るく生き生きとした生活を守る存在を目指すという意味を込めております。

よろず相談事業の事業内容についてですが、これまで行ってきた事業についてはそのまま継続します。新規事業としては、千代田区障害者虐待防止センターの機能と特定相談支援（計画相談）、となります。一般相談支援事業としまして、地域移行支援、地域定着支援を行います。事業の実施場所はこれまでと変わらず、千代田区一ツ橋1丁目1-1のパレスサイドビル1階で実施いたします。事業の実施時間は変更ございません。本日配付しましたチラシは、事業開始に向けた周知となっておりますので、下段の問い合わせ先には受託法人ひらイルミナルと記載されております。

今回、新愛称「Light」の選定においては千代田区内の3つの障害者施設、4つの障害者団体にてアンケート調査にご協力をいただき、最も賛成の多かったものに決定しました。ご協力、ありがとうございました。

- 小川会長 ありがとうございました。相談支援事業者の変更ということでご報告いただきました。この件について、何かございますか。
- 小笠原委員 新規事業として「特定相談支援（計画相談）」が入っていますが、こちらは精神の方と知的の方、両方受けるということでしょうか。
- 小坂部総合相談担当係長 両方受けます。
- 小川会長 その他、よろしいですか。スタッフの配置など、わかっていることはありますか。
- 小坂部総合相談担当係長 スタッフの配置に関しましては、所長を含めて全8名の体制になります。
- 小川会長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。それでは、障害者支援センターえみふるの件、事務局よりお願いいたします。

○加山施設・就労支援担当係長 障害者支援センターえみふるを運営する武蔵野会の自主事業ということで、「ちよだんごカフェ」というコミュニティカフェを運営することとなりましたので、ご報告させていただきます。詳細につきましては、えみふるの的場施設長からさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○的場委員 千代田区立障害者支援センターえみふるの的場です。よろしくお願いいたします。「ちよだんごカフェ」について、そもそも地域共生社会を実現する上で障害等のある方や性別、国籍、年齢に関係なく、ごちゃまぜの空間をつくりたいということがございました。そしてそれは施設ではなく、地域にできるべきであろうということで地域にコミュニティの場をつくらうとしたのが元々でございます。今回はカフェという媒体にしまして、『なぜ「だんご」か』というところですが、だんごは二口、三口と色々あると思うのですが、「人と地域と社会」を3つのだんごにたとえて、それを1つの串でつなげるという思いがあります。チラシの真ん中に、ピンクと緑の丸があって、中に「だ」と書いてあるのですが、こちらは三色だんごをイメージしております。それを1つにごちゃまぜにしているというところで円形にしています。「ちよだ」と「だんご」がかかっている「だ」の部分を丸で囲っています。

こちらは武蔵野会の自主事業になりますので、障害者の方だけではなく、例えばひきこもりの方の居場所としても機能できればと考えております。

「どのようなかたちで」というところについては、障害等のある方やひきこもりの方の就労体験の場として考えています。いきなり企業の就労体験をするのは時間が長くて難しいことがあると思いますので、その前段階のステップとして、ちよだんごカフェでは15分単位で就労体験ができるかたちで、賃金を支払う機能をもたせたいと考えております。一般就労へ向けての前段階のステップとしてご利用いただきたいと思っております。お客様とそのような方の直接的な交流もあり、地域の方の障害についての理解、ひきこもりの理解にも体感的につながっていけるのではないかと考えております。お店のレイアウトにつきましても、障害等のある方のアート作品を飾ったり、作品を預託販売して、収入は利用者の方に直接いくかたちのシステム

を考えてございます。またイベントや、ちょうどポッチャが丸いボールとおだんごがかかっているかなというところがあり、そういったイベントでの地域との交流も考えています。オープンは4月半ばを予定しております。詳しくは、チラシにあるQRコードからアクセスしていただくと、インスタグラムで随時メニューや開店時間をアップしていきたいと思っておりますので、そちらでご確認いただけますと幸いです。

○小川会長 ありがとうございます。とても楽しそうな、おいしそうな雰囲気が伝わってきました。

○的場委員 すみません、場所を言っていませんでした。平河町に予定しておりまして、ぴかいちの近くにあるのでぜひ何か一緒にコラボできたらと考えております。よろしく願いいたします。

○小川会長 なるほど。場所のイメージがつかえました。この件について、何かございますか。よろしいでしょうか。それでは、東京都難病対策事業等のリーフレットなどについて、大野委員、よろしく願いいたします。

○大野委員 東京都難病相談・支援センターの大野です。リーフレットとチラシ2枚についてご案内したいと思います。リーフレットは「東京都在宅難病患者支援事業」について書いてあります。今までは1列に文字が並んでいる感じだったのですが、今年は、「こういった相談がしたい時は、どこに行けばいいか」という形式で都が書いてくれました。少し文字が小さくて読みづらいところがあると思いますが、情報量が多いということでご理解いただければと思います。中を開いていただきますと、東京都には3か所、難病相談・支援センター事業を展開している所があるのですが、その中で2か所、病院で受託している所が書いてあります。左側に順天堂医院内にあります、東京都難病相談・支援センターの事業内容がご紹介されています。療養相談、就労相談、難病医療相談会、難病医療講演会の開催が大きな事業内容になっております。看護師、ソーシャルワーカー、ケアマネジャーが対応いたします療養相談の他に、就労コーディネーターがハローワーク飯田橋の就職サポーターと連携して行う就労相談も行っております。このようなリーフレットがお手元に届いた時に、すでに講演会が終わってしまっていてタイミングが悪いというお声がありましたので、今、事前登録をお勧めしています。【便

利な機能のご紹介】とありますが、こちらで登録していただきますと、興味のある相談会や講演会の開催日程をメールでお知らせする機能ができましたので、ぜひご利用いただければと思います。

右のページの東京都多摩難病相談・支援室には、療養相談に保健師も参加しております。就労相談はハローワーク立川の就職サポーターと連携しながら相談を承っております。こちらでも難病医療相談会も行っております。

最後の4ページ目になりますが、東京都難病ピア相談室です。こちらが今までの2か所と大きく違うのは、相談に応じてくださる方が患者本人であったり、ご家族の方であるということです。曜日によって、疾患をおもちの当事者の方やご家族の方が電話に出てくださいますので、曜日を見ながらご相談いただければと思います。また、交流会は一時期コロナで閉じていたのですが最近再開されておりますので、こちらも予約制となっておりますがお申込みいただければと思います。

緑色のチラシは、「遺伝性疾患と遺伝カウンセリング」の無料講演会でございます。今までセンターで行うものは、例えばパーキンソン病などの病気について詳しくお話することが多かったのですが、今回は遺伝性疾患ということで総論的なもの、1つの病気ではなく、いくつかの病気を取り上げながら、また遺伝の相談窓口としての遺伝カウンセリング外来についてお話しいただけると伺っています。来年度4月21日（日）の開催になりますので、ご興味のある方はお申込みいただければと思います。

紫のチラシは、免疫疾患について専門医に相談できる無料相談会のお知らせになります。免疫疾患についてはそちらに書かれておりますけれども、1組25分間、専門医の先生とお話しいただける会になっております。現在は対面での開催は行っておりませんので、Zoomまたは電話での対応とさせていただきます。こちらでも予約が必要になります。予約の際にご相談内容を少しお伺いすることになりますので、お時間をいただきながらお申込みいただくこととなります。以上、こういったイベントを行っておりますので、どうぞご利用いただければと思います。

○小川会長

ありがとうございました。先ほどの議題(3)「難病対策について」の、難病法に基づく難病対策地域協議会が位置づけられたことで、こういった情報

提供もしていただけるようになりました。基本的には障害者基本法に基づく障害者計画と障害者総合支援法に基づく障害福祉計画をベースにこの協議会は検討をしておりますけれども、こういった情報をいただけることで縦割りではない、法律の垣根を超えて、色々な情報を提供させていただけることになりました。ありがとうございました。事務局から、「その他」は以上でしょうか。

○松田障害者福祉係長 はい。

○小川会長 それでは、議題については終了となります。皆様、活発なご意見、ご質問をありがとうございました。事務局に進行を戻させていただきたいと思えます。

○清水幹事 ありがとうございます。それでは、最後に小川会長から一言お願いいたします。

○小川会長 今回も、皆様からたくさんのご意見をいただきました。基本的には行政計画ですので行政の方が計画をつくっていく。ただそこに対して、この協議会は、皆様が意見を言って、それをできるだけ反映させていただくということで、いい協議会に少しずつなっているのかなと思います。ひとえに皆様のご協力のおかげであります。改めて感謝を申し上げます。今年度、この協議会は以上で終わりになりますけれども、また来年度以降、千代田区の障害者福祉がよくなっていくように力を合わせて行っていきたいと思えますので、どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。

○清水幹事 小川会長、ありがとうございました。委員の皆様には、会議の進行にご協力いただきまして、誠にありがとうございました。なお先ほども申し上げました通り、本委員会につきましては、委員の皆様は任期はこの3月31日までとなっております。令和6年度からの委員につきましては、改めまして新年度に委員のご依頼等させていただくこととなりますので、どうぞよろしく願い申し上げます。それでは、令和5年度の障害者支援協議会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。